

## 海外出張報告書

出張目的： IASB 会議（2016年 5月）傍聴  
日 時： 2016年5月17日（火）～5月19日（木）  
場 所： ロンドン IASB 本部  
出張者： 企業会計基準委員会 専門研究員 丸岡 健

## IASB 会議（2016年5月）傍聴報告

日時：2016年5月17日（火）～5月19日（木）

スケジュール： 付録を参照

場所：ロンドン IASB 本部

IASB は、2016年5月17日から19日に英国ロンドンのIASBの事務所で公開の会議を開催した。

議論のトピックは以下のとおりであった。

- アジェンダ協議
  - 個別プロジェクトの現況報告
    - ✓ 動的リスク管理
    - ✓ 退職後給付
    - ✓ 基本財務諸表
    - ✓ 外貨換算
    - ✓ 高インフレ
    - ✓ 採掘活動
    - ✓ 事業の定義
    - ✓ 新プロジェクトの提案
  - アジェンダ協議の間の間隔
  - 作業計画案
- 保険と IFRS 第9号
- IFRS 第2号「株式に基づく報酬」
- 資本の特徴を有する金融商品
- 法人所得税（教育セッション）
- 概念フレームワーク
  - 第1章及び第2章 インTRODクション
  - 受託責任
  - 慎重性
  - 測定の不確実性
- 開示に関する取組み 現金に対する制約及び流動性に関する開示
- 持分法会計
- のれん及び減損

- のれん及び減損に関する定量分析（企業会計基準委員会（ASBJ）と欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）のスタッフからのプレゼンテーション）
- 進捗状況報告
- 顧客との契約から生じる収益

## 【5月17日（火）】

### IFRS第4号の修正：「IFRS第9号『金融商品』のIFRS第4号『保険契約』との適用」（アジェンダ・ペーパー14）

当審議会は、公開草案（ED）「IFRS第9号『金融商品』のIFRS第4号『保険契約』との適用」（IFRS第4号の修正）での提案について予定された再審議を完了するため5月17日に会合した。

#### *アジェンダ・ペーパー14B：IFRS第9号の適用の一時的免除についての適格性の再判定 一時的免除の適格性の強制的な再判定*

当審議会は、IFRS第9号の適用の一時的免除に適格である企業は、自らの支配的活動が依然として保険に関連しているかどうかの再判定を次のように行わなければならないと暫定的に決定した。

- a. 企業の支配的活動の変化を生じる可能性のある企業の組織構造に明白な変化（例えば、事業の取得又は処分）があった場合に、かつ、その場合にのみ、再判定する。
- b. 支配性比率の計算は、組織構造の変化の直後の事業年度末現在の企業の貸借対照表で報告された負債の帳簿価額を用いて行う。

当審議会は、企業は、再判定の結果、自らの支配的活動が保険に関連するものでなくなっていると結論を下す場合には、次のことを行わなければならないと暫定的に決定した。

- a. 以下のいずれか早い方から、IFRS第9号を適用する。
  - i. 支配的活動を変化させた組織構造の変化の後に開始する2年目の事業年度
  - ii. 一時的免除の確定した期限の満了日以後に開始する事業年度
- b. 企業がIFRS第9号を適用する前の事業年度において、次のことを開示する。
  - i. IFRS第9号の適用の一時的免除の適用に適格でなくなった旨
  - ii. 適格でなくなった理由
  - iii. 適格でなくなる原因となった組織構造の変化が生じた日

#### *一時的免除の適格性の任意の再判定*

当審議会は、従前には一時的免除に適格でなかった企業が適格性の再判定を次のように

行うことを認めるべきであると暫定的に決定した。

- a. 2018年（IFRS第9号の強制発効日）の前に、企業の支配的活動の変化を生じる可能性のある企業の組織構造の明白な変化（例えば、事業の取得又は処分）があった場合に、かつ、その場合にのみ、再判定する。
- b. 支配性比率の計算は、当該変化の直後の事業年度末現在の企業の貸借対照表で報告された負債の帳簿価額を用いて行う。

当審議会は、当初の判定日後に一時的免除に適格となった企業は、自らが一時的免除に適格であるとのようにして判断したのかの説明（EDの第37A項(b)）の一部として、次のことを開示しなければならないと暫定的に決定した。

- a. 再判定の理由
- b. 支配的活動の変化の説明
- c. 一時的免除に適格となる原因となった組織構造の変化が生じた日

#### **一時的免除の適格性をどのような場合に再判定するかに関するガイダンス**

企業がIFRS第9号の一時的免除の適格性を再判定することが要求又は許容されるのかどうかの判定の目的上、当審議会は、支配的活動の変化を生じる可能性のある企業の組織構造の明白な変化は、企業の事業にとって重大で、外部者に対して立証可能でなければならないと暫定的に決定した。

14名の審議会メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

#### **アジェンダ・ペーパー14C：一時的免除と上書きアプローチの確定した期限の満了日と他の諸側面**

当審議会は、EDの以下の提案を確認することを暫定的に決定した。

- a. 一時的免除の適用を遅くとも2021年1月1日以後開始する事業年度において中止することを企業に要求すべきである。
- b. IFRS第9号の適用の一時的免除の適用を過去に選択した企業は、その後のいずれかの事業年度の期首において、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」ではなくIFRS第9号を適用することを選択できる。
- c. IFRS第9号の適用の一時的免除の適用を中止することを選択するか又は要求される企業は、IFRS第9号の適用開始時に、当該基準における関連する経過措置を使用すべきである。
- d. 今後公表予定の保険契約基準の適用前に一時的免除の適用を中止する企業は、上書きアプローチを適格金融資産に適用することが認められるが、要求はされない。
- e. 一時的免除は、2018年1月1日以後開始する事業年度について発効するものとするべきである。
- f. 上書きアプローチは、企業がIFRS第9号（「自己の信用」の要求事項を単独で適用す

る場合は除く）を最初に適用する時点で発効するものとすべきである。

14名の審議会メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

当審議会は、上書きアプローチに確定した期限の満了日を設けるべきではないというEDの提案を確認することを暫定的に決定した。

13名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成し、1名の審議会メンバーが反対した。

#### **アジェンダ・ペーパー14D：関連会社及び共同支配企業に対する投資者についての救済**

##### **関連会社及び共同支配企業に対する投資者についての救済の適用可能性**

当審議会は、次のことを暫定的に決定した。

- a. 関連会社及び共同支配企業に対する持分の会計処理に持分法を用いる場合には統一した会計方針を使用するというIAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の第35項から第36項の要求事項からの救済措置を設ける。
- b. 次のいずれかの場合には、救済措置を適用すべきである。
  - i. 投資者が自身の財務諸表ではIFRS第9号を使用しているが、投資先が一時的免除を使用している場合、又は、
  - ii. 投資者が自身の財務諸表では一時的免除を使用しているが、投資先がIFRS第9号を使用している場合
- c. 救済措置は投資ごとに利用可能とする。
- d. 投資先の会計処理に持分法を使用する際にIFRS第9号の適用を選択する投資者は、後で、その後の報告期間においてIAS第39号の適用を選択することはできない。

#### **開示**

当審議会は、一時的免除又は上書きアプローチのいずれかを適用した投資先のIFRS財務諸表で提供を求められた開示について、投資者が財務諸表に再び記載するよう要求する（ただし、重要性の考慮の対象となる）ことを暫定的に決定した。特に、企業は次のことを行うべきである。

- a. 一時的免除を適用する企業に適用される開示を、次のような投資先のそれぞれについて示す。
  - i. 投資者の財務諸表にとって個々に重要性があり、かつ、
  - ii. 当該投資先に持分法を適用するために投資者が使用した財務諸表の中で一時的免除が適用されている。
- b. 一時的免除を適用する企業に適用される定量的開示を、次のような投資先のすべてについて合計額で示す。
  - i. 個々には重要性がないが、合計すると投資者の財務諸表にとって重要性があり、かつ、

- ii. 当該投資先に持分法を適用するために投資者が使用した財務諸表の中で一時的免除が適用されている。
- c. 上書きアプローチを適用する企業に適用される開示を、次のような投資先のそれぞれについて示す。
  - i. 投資者の財務諸表にとって個々に重要性があり、かつ、
  - ii. 当該投資先に持分法を適用するために投資者が使用した財務諸表において上書きアプローチが適用されている。
- d. 上書きアプローチを適用する企業に適用される定量的開示を、次のような投資先すべてについて合計額で示す。
  - i. 個々には重要性がないが、合計すると投資者の財務諸表にとって重要性があり、かつ、
  - ii. 当該投資先に持分法を適用するために投資者が使用した財務諸表の中で上書きアプローチが適用されている。

当審議会は、投資者が開示する金額を IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」における要約財務情報についての要求事項と整合的に表示するよう要求することを暫定的に決定した。具体的には、

- a. 個々に重要性のある投資先について開示する金額は、投資先の IFRS 財務諸表に記載されている金額とすべきであり、当該金額に対する投資者の持分ではない。
- b. 個々には重要性がなく合計すると重要性がある投資先について開示する合計金額は、持分法の適用によって算入した金額に対する投資者の持分とすべきである。

14名の審議会メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

#### **アジェンダ・ペーパー14E：IFRS 基準の初度適用企業——上書きアプローチと一時的免除の適用可能性**

当審議会は、ED の提案を次のように修正することを暫定的に決定した。

- a. 初度適用企業は、適格要件を満たしている場合に一時的免除の適用（すなわち、IAS 第 39 号の適用）が認められる。初度適用企業が支配性要件を満たしているかどうかを判定する際に、初度適用企業は、2015年4月1日から2016年3月31日の間の年次報告日、すなわち、判定日（又は、企業がその後の日に適格要件を満たしているのかどうかの再判定を要求又は許容される場合には、当該その後の日）に適用される IFRS 基準を適用した負債の帳簿価額を使用しなければならない。
- b. 初度適用企業は、上書きアプローチを適格資産に適用することが認められる。上書きアプローチを適用する初度適用企業は、IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」に従って比較情報を修正再表示する際に、比較情報を上書きアプローチを反映するように修正再表示しなければならない。

14名の審議会メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

#### **アジェンダ・ペーパー14F：デュー・プロセスのステップ及び書面投票**

当審議会は、IFRS第4号の修正の開発においてこれまでに行った必須のデュー・プロセスのステップ及び必須ではないデュー・プロセスのステップをレビューするとともに、「デュー・プロセス・ハンドブック」における再公開の要件も検討した。14名の審議会メンバー全員が、当審議会はこれまでに本プロジェクトに関して必要なデュー・プロセスのステップのすべてを完了したと納得している旨を確認し、修正の文案作成の手続を開始するようスタッフに指示した。

1名の審議会メンバーがIFRS第4号の修正の公表に反対する意向を示した。

#### 今後のステップ

当審議会は、IFRS第4号の修正を2016年9月に公表することを目指している。

#### IFRS第2号「株式に基づく報酬」（アジェンダ・ペーパー16）

2015年11月に、当審議会は、IFRS第2号「株式に基づく報酬」から生じている適用上の論点に関するスタッフのリサーチを要約した報告書を検討した。このリサーチ・プロジェクトの目的は、次の2つであった。

- a. 株式に基づく報酬契約を会計処理する際に認識されている複雑性の原因となっているのはIFRS第2号なのかどうかを識別する。そうである場合には、最も共通性のある複雑性の領域を識別する。
- b. IFRS第2号が多く解釈上の要望を生じさせている理由を分析する。

2016年5月17日に、当審議会は2015年11月以降に得たフィードバックについてのアップデートを受け取った。当該フィードバックは、世界作成者フォーラム及び会計基準アドバイザリー・フォーラムとの会議において並びに「2015年アジェンダ協議」に対して得られたものである。

当審議会は次のことを決定した。

- a. このトピックに関してこれ以上のリサーチは行わない。
- b. 当該決定やスタッフの発見事項に関して利害関係者からフィードバックを求める必要はない。
- c. このプロジェクトで行ったリサーチを要約した正式なリサーチ・ペーパーもディスカッション・ペーパーも公表する必要はない。スタッフは、行った作業を可視化し検索可能とする最善の方法を検討する。

14名の審議会メンバー全員が、これらの決定に賛成した。

#### 資本の特徴を有する金融商品（アジェンダ・ペーパー5）

当審議会は2016年5月17日の会議で、資本の特徴を有する金融商品に関するリサーチ・プロジェクトについて議論した。

今回の会議で、当審議会は、デリバティブが資本に分類される場合（ワラントなど）の、当該デリバティブの純損益及びその他の包括利益の割振りについて考えられる要求事項の議論を継続した。

当審議会は、4つの考えられるアプローチを議論した。

- a. アプローチ A では、いかなる金額も割り振らない。
- b. アプローチ B では、デリバティブの公正価値変動と同額を割り振る。
- c. アプローチ C 及び D では、デリバティブの公正価値と他のクラスの資本の公正価値との比で加重した金額を割り振る。アプローチ C ではその比率を期末の帳簿価額に適用するが、アプローチ D ではその比率を純損益とその他の包括利益に適用する。

当審議会は、資本に分類されるデリバティブと他のクラスの資本との相違を反映するための追加的な情報を企業が割振りを通じて提供することは有用であろうという考えを示した。当審議会は、各アプローチの潜在的なコストと便益に関するインプットを得るため、将来のディスカッション・ペーパーに種々のアプローチの議論を記載することを決定した。

### 今後のステップ

今後の会議で、当審議会は、次の事項について議論する。

- a. 非デリバティブ債務及びデリバティブ債務についての残余金額の定義の追加的な詳細（固定額の現金又は他の金融資産と固定額の資本金融商品との交換に係る契約の検討を含む）
- b. 残余金額に応じて決まる負債に分類される請求権から生じる収益及び費用の区分表示を純損益の中でのみ適用すべきか、それとも、純損益とその他の包括利益との間の区別を使用すべきか
- c. 普通株式以外のクラスの資本請求権に関する開示についての考え得る改善

### アジェンダ協議（アジェンダ・ペーパー4,13,15, 21, 24C,24D,24E,24F/G）

5月17日から19日の会議で、当審議会は、2015年アジェンダ協議に関する以下のトピックについて議論を行った。

- a. 動的リスク管理（アジェンダ・ペーパー4）（17日）
- b. 退職後給付（アジェンダ・ペーパー15）（17日）
- c. 基本財務諸表（アジェンダ・ペーパー21）（17日）
- d. 外貨換算（アジェンダ・ペーパー24E）（17日）
- e. 高インフレ（アジェンダ・ペーパー24F/24G）（17日）
- f. 採掘活動（アジェンダ・ペーパー24D）（18日）
- g. 事業の定義（アジェンダ・ペーパー13）（19日）
- h. 新プロジェクトの提案（アジェンダ・ペーパー24C）（18日）

このペーパーにはスタッフ提案はなく、何も決定は行われなかった<sup>1</sup>。

---

<sup>1</sup> 「アジェンダ協議」に関しては、5月19日「作業計画案」の会議で一括して暫定決定されている。

## 【5月18日（水）】

### 法人所得税（アジェンダ・ペーパー19）

2016年5月18日に、当審議会は、法人所得税に関するリサーチ・プロジェクトを検討するために教育セッションを開催した。

このプロジェクトの目的は、財務諸表関係者のニーズをより適切に理解して、本基準に根本的な変更を加えるべきなのか、引き続き「狭い範囲の修正」に集中すべきなのかについて「2015年アジェンダ協議」の前に議論を促進することである。

この教育セッションにおいて、当審議会は、次のことを検討した。

- a. 法人所得税に関する当審議会のプロジェクトの経緯、IAS第12号の適用時に生じている問題点とその主要な原因（アジェンダ・ペーパー19A）
- b. 法人所得税について他の基準設定主体が過去に検討した代替的な会計モデル（アジェンダ・ペーパー19B）
- c. スタッフが実施した投資者アウトリーチからのフィードバック（アジェンダ・ペーパー19Cから19D）
- d. 「2015年アジェンダ協議」からのフィードバック（アジェンダ・ペーパー19E）

当審議会は、何も決定を求められなかった。

2016年5月19日の会議で、当審議会は、このプロジェクトを作業計画案には含めないことを決定した

### 「概念フレームワーク」（アジェンダ・ペーパー10）

2016年5月18日に当審議会は、公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」（公開草案）に対して寄せられたフィードバックを踏まえて、第1章「一般目的財務報告の目的」及び第2章「有用な財務情報の質的特性」に何らかの修正が必要かどうかを議論した。

#### アジェンダ・ペーパー10B：第1章及び第2章——イントロダクション

当審議会は、次のことを暫定的に決定した。

- a. 第1章における主要な利用者グループの現行の記述を維持する。
- b. 忠実な表現は、単に経済的現象の法的形式を表現するのではなく、経済的現象の実質を表現するものである旨の明示的な記載を「概念フレームワーク」に含めることを確認する。
- c. 目的適合性と忠実な表現を、有用な財務情報の2つの基本的な質的特性として、引き続き識別すべきであることを確認する。

14名の審議会メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

#### アジェンダ・ペーパー10C：受託責任

当審議会は、第1章における受託責任の議論に何らかの修正が必要かどうかを議論し、

次のことを暫定的に決定した。

- a. 資源配分の意味決定を次のように説明することによって、財務報告の目的と受託責任との関連性を明確にする。
  - i. 資本性金融商品及び負債性金融商品の購入、売却又は保有の意味決定
  - ii. 貸付金及び他の形態の信用の供与又は決済の意味決定
  - iii. 投資を保有しながら権利（経営者の行動について投票又は他の方法で影響を与える権利など）を行使するのに必要な意思決定

12名の審議会メンバーがこの決定に賛成し、2名の審議会メンバーが反対した。

- b. 公開草案の1.22項から1.23項を維持し、財務報告書における情報を用いて経営者の受託責任の責務のどの側面を評価できるのかについて追加的に説明しない。13名の審議会メンバーがこの決定に賛成した。1名の審議会メンバーは欠席した。
- c. 「概念フレームワーク」において、「受託責任」という用語を引き続き使用し、「概念フレームワーク」の結論の根拠において、「受託責任」という用語が何を意味し、「説明責任」という用語とどのように関係するのかを説明する。13名の審議会メンバーがこの決定に賛成し、1名の審議会メンバーが反対した。

さらに、当審議会は、財務報告の目的において受託責任をより強調することが、歴史的  
原価の測定基礎を選好することを含意するものではない旨を改訂「概念フレームワーク」  
の結論の根拠において示すことを暫定的に決定した。

12名の審議会メンバーがこの決定に賛成し、2名の審議会メンバーが反対した。

#### **アジェンダ・ペーパー10D：慎重性**

当審議会は、公開草案の提案のとおり、不確実性の状況下で判断を行う際に警戒心を行  
用することであるとして記述される慎重性への言及を、改訂「概念フレームワーク」に記  
載すべきであると確認することを暫定的に決定した。

13名の審議会メンバーがこの決定に賛成し、1名の審議会メンバーが反対した。

当審議会は、作成者が慎重性の概念をIFRS基準の要求事項に優先するために使用するこ  
とはできない旨を改訂「概念フレームワーク」の根拠で説明する必要はないと暫定的に決  
定した。「概念フレームワーク」は基準ではなく、具体的な基準に優先するものではない  
とする記述が、すでに「概念フレームワーク」に含まれているからである。

13名の審議会メンバーがこの決定に賛成し、1名の審議会メンバーが反対した。

さらに、当審議会は、表現しようとしているものを忠実に表現する目的適合性のある情  
報をもたらすことが意図されている場合には、利得（又は資産）及び損失（又は負債）の  
非対称な取扱いを選択し得ることを「概念フレームワーク」で認めるべきかどうか及びそ  
れをどのように行うべきかについて、さらに検討するようスタッフに指示した。

### **アジェンダ・ペーパー10E：測定の不確実性**

当審議会は、次のことを暫定的に決定した。

- a. 測定の不確実性を忠実な表現に影響を与える要因として記述する。13名の審議会メンバーがこの決定に賛成し、1名の審議会メンバーが反対した。
- b. 目的適合性と忠実な表現という基本的な質的特性の間にトレードオフが存在し得る旨を改訂「概念フレームワーク」の結論の根拠において明確にする。10名の審議会メンバーがこの決定に賛成し、4名の審議会メンバーが反対した。

当審議会は、存在の不確実性、結果の不確実性及び測定の不確実性の簡潔な説明を第2章のイントロダクション（「はじめに」）には記載しないことを暫定的に決定した。こうした説明を記載することに7名の審議会メンバーが反対票を投じ、7名の審議会メンバーが賛成票を投じた。

### **今後のステップ**

6月のボード会議で当審議会は次の事項を議論する予定である。

- a. 構成要素（収益及び費用）
- b. 財務業績に関する情報の表示

### **開示に関する取組み（アジェンダ・ペーパー11）**

当審議会は2016年5月18日と19日の会議で、開示に関する取組みの一環として、現金に対する制約及び流動性に関する開示を議論した。

### **アジェンダ・ペーパー11：現金に対する制約及び流動性に関する開示**

5月18日の会議で、当審議会は、狭い範囲のプロジェクトの一環として、企業が現金及び現金同等物を使用する意思決定に影響を与える制約の開示に関する提案を開発することを暫定的に決定した。

14名の審議会メンバーのうち8名がこの決定に賛成し、6名が反対した。

5月19日の会議で、当審議会は、流動性に関してより広範なプロジェクトを進めないことを決定した。

### **今後のステップ**

2016年6月のIASB会議で、スタッフは、開示に関する取組みについての議論を公開草案「IFRS実務記述書：財務諸表への重要性の適用」に寄せられたフィードバックの詳細な分析とともに継続し、コメント提出者が提起した具体的な論点について当審議会の見解を求める予定である。

## アジェンダ協議（アジェンダ・ペーパー24B）

### アジェンダ・ペーパー24B：アジェンダ協議の間隔

当審議会は、アジェンダ協議の完了から次回のアジェンダ協議の開始までの間隔を、前回のアジェンダ協議の完了から3年という間隔から延長して、遅くとも5年という間隔とすべきであるとしていた意見募集「2015年アジェンダ協議」（RFV）での提案を確認することを暫定的に決定した。

審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

## 【5月19日（木）】

### 持分法会計（アジェンダ・ペーパー26）

2016年5月19日の会議で当審議会は、持分法会計に関するプロジェクトについての今後のステップを議論した。当審議会は、限定的な範囲の研究・プロジェクトの進捗状況と「2015年アジェンダ協議」に対するフィードバックを議論した。この議論に基づき、当審議会は次のことを決定した。

- a. 持分法に関する研究・プロジェクトの作業を、IFRS第10号「連結財務諸表」、IFRS第11号「共同支配の取決め」及びIFRS第12号「他の企業への関与の開示」の適用後レビュー（PIR）が行われるまで延期する。
- b. 持分法で会計処理される投資に関する投資者の情報ニーズに関するフィードバックを、IFRS第10号、IFRS第11号及びIFRS第12号のPIRの一部として求める。
- c. IFRS第10号、IFRS第11号及びIFRS第12号のPIRに対するフィードバックを検討した後、本プロジェクトの範囲を再検討する。

審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

2016年5月19日の会議で、当審議会は、本プロジェクトをリサーチ・パイプラインに含めることを決定した。

### 今後のステップ

当審議会は、持分法で会計処理される投資に関する投資者の情報ニーズに関するフィードバックを、IFRS第10号、IFRS第11号及びIFRS第12号のPIRの一部として求める予定である。

### のれん及び減損（アジェンダ・ペーパー18）

当審議会は2016年5月19日の会議で、のれん及び減損プロジェクトについて議論を行った。このプロジェクトは、IFRS第3号「企業結合」に関するIASBのPIRからの発見事項の一部に対応するものである。

今回の会議では、企業会計基準委員会（ASBJ）と欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）

のスタッフが、報告されたのれん、減損及び無形資産の金額及び趨勢に関するいくつかのデータを提供した<sup>2</sup>。

当審議会は、IFRS第3号の適用後レビューについて「2015年アジェンダ協議」で寄せられたフィードバックも検討し、本プロジェクトの減損に関するフェーズについてのスタッフの進捗状況報告について議論した。

何も決定は行われなかった。

2016年5月19日の会議で、当審議会は、本プロジェクトを作業計画案のアクティブ・リサーチのセクションに含めることを決定した。

### 今後のステップ

当審議会は、本プロジェクトの議論を今後の会議で継続する。当審議会は、来月にFASBと本プロジェクトについて議論する予定である。

## 「2015年アジェンダ協議」（アジェンダ・ペーパー24A）

### アジェンダ・ペーパー24A：2017年から2021年の作業計画案

当審議会は、アジェンダ・ペーパー24Aに示された2017年から2021年についての作業計画戦略案及び作業計画案にコメントするよう求められた。要約すると、作業計画戦略案は、当審議会の活動の焦点を取引固有の基準レベルのプロジェクトから転換して、以下のことにもっと重点を置くようにすべきであると指摘していた。

- a. 導入及び首尾一貫した適用の支援
- b. 個々の基準と「概念フレームワーク」との間の整合性を高め、負債の定義や負債と資本の区分などの領域において改訂「概念フレームワーク」に基づく基準設定
- c. 目的適合性のある財務情報についての作成者から財務諸表利用者へのより効果的なコミュニケーションの促進（開示に関する取組み、基本財務諸表（業績報告を含む）、のれん及び減損、資本の特徴を有する金融商品に関する各プロジェクトはすべて財務諸表利用者へのコミュニケーションにとって重要なものとして識別された）
- d. 現実的で達成可能なリサーチ・プログラム。このリサーチ・プログラムは、プロジェクトを基準レベルのプログラムに追加すべきかどうかの決定を支援するために必要な証拠の収集を目的とした、明確な目的を持ったプロジェクトで構成されるべきである。

作業計画戦略案では、当審議会がより幅広い企業報告の事項にいくらかのリソースを割り当てることや、IFRSタクソノミ（電子データの収集と分析の開発にとって重要である）の開発を継続する旨も述べていた。

当審議会は、アジェンダ・ペーパー24Aに含まれていた作業計画戦略案におおむね同意し

---

<sup>2</sup> IASB会議で出た主な意見に関しては、付録2のれんをご参照。

た。しかし、当審議会は、

- a. 戦略が、今後5年間の主要な戦略テーマとして、コミュニケーションの有効性の改善をもっと目立たせるべきであると考えた。
- b. 当審議会のリサーチ活動に各国及び各地域の基準設定主体がより効果的に関与するための計画の開発をスタッフに提言した。
- c. 個々のプロジェクトのタイムスケールとリソースを明確化するように作業計画の表示方法を修正するようスタッフに要請した。
- d. 利害関係者のリソース及び自らのリソースに対する制約を認識し、作業計画が限定的な数のトピックを適時に扱うようにすべきであると提言した。

当審議会は、作業計画案の構成要素をプロジェクトごとに検討し、基準レベルの作業計画に含まれているトピックを変更すべきではないというスタッフの提案に賛成した。

さらに、当審議会は、作業計画案のアクティブ・リサーチのセクションには以下のトピックを含めるべきであると決定した。

- a. 開示に関する取組み（開示原則を含む）
- b. 基本財務諸表
- c. 資本の特徴を有する金融商品
- d. のれん及び減損
- e. 動的リスク管理
- f. 共通支配下の企業結合

当審議会は、リサーチ・パイプラインについても議論した。リサーチ・パイプラインは、当審議会在が扱うべきであると考えているが、アクティブ・リサーチ・プログラムに現時点で含まれていないトピック（プロジェクトの時期が他のプロジェクト又は活動の完了に左右されるか、あるいは、まだリソースが利用可能でないことによる）で構成される。当審議会は、リサーチ・パイプラインに含まれているプロジェクトに関する作業を2017年から2021年の間に開始することを見込んでいる。当審議会は、リサーチ・パイプラインは以下のトピックで構成すべきであると暫定的に決定した。

- a. 持分法会計（例えば、関連会社と共同支配企業について）
- b. 採掘活動
- c. 排出物価格設定メカニズム
- d. 引当金、偶発負債及び偶発資産（IAS第37号の見直し）
- e. 変動対価及び条件付対価（及びリスク分担及び協力の取決めに関して考えられる追加的な作業）

- f. 3つの実行可能性調査
- i. 子会社である中小企業（SME）——IFRSにおける認識及び測定の要求事項と IFRS for SMEsにおける開示の要求事項の使用を SME に容認することが実行可能かどうかを評価するため
  - ii. 資産の収益に応じて決まる退職後給付——そうした給付の測定に算入されるキャッシュ・フローと割引率との関係に焦点を当てるアプローチの開発が実行可能かどうかを評価するため
  - iii. 高インフレ——IAS 第 29 号「超インフレ経済下における財務報告」の範囲を、高インフレのみに晒されている経済を含めるように拡張する（IAS 第 29 号の他の要求事項を修正せずに）ことが実行可能かどうかを評価するため

当審議会は、以下に関するトピックについての追加的な作業を作業計画案には含めないことを決定した。

- a. 退職後給付（資産の収益に応じて決まる給付についての実行可能性調査を除く）
- b. 法人所得税
- c. 外貨換算
- d. 高インフレ（IAS 第 29 号の範囲についての実行可能性調査を除く）

当審議会は、株式に基づく報酬と割引率に関する既存の研究・プロジェクトが 2016 年末までに完了する可能性が高いことにも留意した。

審議会メンバー全員が、上記の決定に賛成した。

#### 今後のステップ

当審議会の作業計画戦略と改訂後の作業計画案が 2016 年 6 月の IFRS 諮問会議で議論される。スタッフは、諮問会議で受け取る助言を 2016 年 7 月の会議で当審議会が議論できるように改訂後の作業計画案に記載する。

#### 顧客との契約から生じる収益（アジェンダ・アイテム 7——口頭によるアップデート）

当審議会は、FASB が 2016 年 4 月 18 日に開催した移行リソース・グループ（TRG）の米国関係者の会合について口頭によるアップデートを受けた。当該 TRG 会議で議論された論点に関して当審議会によるフォローアップは何も要求されていない。

以上

## 付録1 スケジュール

## 5月17日（火）

時間	アジェンダ項目
13:00-14:45	保険と IFRS 第 9 号（アジェンダ・ペーパー14）（105 分）
14:45-15:15	株式に基づく報酬（アジェンダ・ペーパー16）（30 分）
15:15-15:30	休憩
15:30-16:00	資本の特徴を有する金融商品（アジェンダ・ペーパー5）（30 分）
16:00-18:00	アジェンダ協議(120 分) <ul style="list-style-type: none"> <li>• 動的リスク管理（アジェンダ・ペーパー4）</li> <li>• 退職後給付（アジェンダ・ペーパー15）</li> <li>• 基本財務諸表（アジェンダ・ペーパー21）</li> <li>• 外貨換算（アジェンダ・ペーパー24E）</li> <li>• 高インフレ（アジェンダ・ペーパー24F/24G）</li> </ul>

## 5月18日（水）

時間	アジェンダ項目
09:00-10:30	法人所得税（教育セッション）（アジェンダ・ペーパー19）（90 分）
10:30-10:45	休憩
10:45-13:15	概念フレームワーク（アジェンダ・ペーパー10）（150 分）
13:15-14:00	昼食
14:00-16:00	アジェンダ協議（120 分） <ul style="list-style-type: none"> <li>• 開示に対する取組み（現金に対する制約）（アジェンダ・ペーパー11）</li> <li>• アジェンダ協議間の間隔（アジェンダ・ペーパー24B）</li> <li>• 新プロジェクトの提案（アジェンダ・ペーパー24C）</li> <li>• 採掘活動（アジェンダ・ペーパー24D）</li> </ul>

## 5月19日（木）

時間	アジェンダ項目
09:00-10:00	アジェンダ協議 持分法（アジェンダ・ペーパー26）（60 分）
10:00-10:15	休憩
10:15-11:45	のれん及び減損（アジェンダ・ペーパー18）（90 分）
11:45-12:45	アジェンダ協議 のれん及び減損（アジェンダ・ペーパー18）（60 分）

12:45-13:30	昼食
13:30-13:45	顧客との契約から生じる収益（口頭によるアップデート）（15分）
13:45-15:00	アジェンダ協議（75分） <ul style="list-style-type: none"> <li>• 事業の定義（アジェンダ・ペーパー13）</li> <li>• 作業計画案（アジェンダ・ペーパー24A）</li> </ul>

以上

付録2 のれん

**のれん及び減損に関する定量的調査に関する  
IASB ボード会議で聞かれた主な意見<sup>3</sup>**

1. 2016年5月のIASBボード会議で、IASB理事等から示された主な意見は、以下のとおりである。

**（報告内容について）**

- (1) のれん対時価総額比率、のれん対純資産比率は安定的に推移しており、のれんが爆発的に増加しているとの懸念は当たらないかもしれない。
- (2) のれん対時価総額比率、のれん対純資産比率が安定的に推移していることと、のれんの金額が安定的であることは同じではない。例えば、資料によるとS&P構成企業にはのれん対純資産比率が100%を超えるものが64社も存在しており、安定的な状況とは言えない。
- (3) 日本ののれんが米国と比較して少ない理由としては、以下の仮説が考えられるのではないかと。
  - ① 日本では買収に際してのオーバーペイメント（過払い）が少ない。
  - ② 日本企業は買収による成長ではなく、内部成長が中心である。
  - ③ 時価総額と貸借対照表に計上されている純資産の差は、貸借対照表に認識されていないのれんを含んでおり、この金額が少ないことは結局、市場が日本企業ののれんが少ないと認識していることを示唆している。
- (4) 時価総額が純資産より大きいほど、買収には多額の支払いが必要となる。結果としてその分はのれんに振り替わるため、のれんが増えるという因果関係ではないかと。
- (5) 減損を認識している企業数が米国と欧州で大きく異なるのは、経済環境の違いによる可能性もあるし、会計上の減損モデルの違いによるものかもしれない。
- (6) のれんの残高と減損金額の分析に当たっては、経済的要因と会計的要因が混在していることを前提に、会計に関する結論に結び付けるのは慎重にする必要がある。
- (7) 資料では、米国ではのれんの減損（及び償却）により残高がなくなるまでに70年以上を要するという分析がある。減損金額が十分であるとは言えないことを示唆しているのではないかと。

---

<sup>3</sup> 2016年5月31日開催の第337回企業会計基準委員会の審議事項（2）－2からの抜粋

- (8) 資料では、のれん残高の推移を買収及びその他と減損（及び償却）の2つの要因に分解した分析がある。経済環境は大きく変動しているにもかかわらず、日本市場の減損及び償却金額が概ね変化せずに推移しているのは、実態を忠実に表現していないのではないか。
- (9) のれんの減損により、のれん残高がなくなるまでに何年を要するかの計算に際しては、のれん残高の中身は新規の買収により継続的に入れ替わっている点に注意しなければならない。
- (10) 買収から減損を認識するまでの期間は個々の事実と状況によって異なる。例えば2-4年なら適切で15年なら不適切とは言えない。同様に、減損金額が大きければ適切で少額なら不適切とも言えない。
- (11) 資料では、減損認識額の推移と株式市場の推移を比較している。グラフ上は、リーマンショック時の2008年を除き、株式市場が回復に転じてから減損の認識額が増加すると言うタイムラグが生じているとも見える。

**（今後の計画について）**

- (1) 今後、産業別の分析、個別企業や個別の買収事例の分析があると興味深い。
  - (2) 産業別では、のれんの金額が大きく大型の買収案件も多い情報技術（IT）やテレコムのセクターに関心がある。
  - (3) 金融セクターの分析も有用ではないか。
2. 最後に、Hans Hoogervorst 議長より、「本日提示された分析は、IASBが今後決定を行っていくにあたって非常に有用なものであり、感謝する。両事務局が引き続き分析を行うならば、追加的な分析を歓迎する。」との発言があった。

以 上